

## 国立大学教育研究評価委員会（第37回）議事録

1. 日 時 平成26年3月28日（金） 10:30～12:30
2. 場 所 学術総合センター 11階 1112会議室
3. 出席者  
（委員）池上委員、大沢委員、戒能委員、梶山委員、小畑委員、相良委員、  
杉山委員、鈴木委員、関本委員、戸谷委員、福山委員、木村専門委員、  
佐々木専門委員  
（事務局）野上機構長、岡本理事、山田理事、川口特任教授、武市研究開発部長、  
鈴木評価研究主幹、河野教授、土屋教授、田中教授、川嶋客員教授、  
山本客員教授、児島評価事業部長、小山田評価企画課長 外

### 議 事

- (1) 評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について
- (2) 評価作業マニュアル（案）について
- (3) 今後のスケジュールについて
- (4) その他

・第36回の議事録案が承認された。

（○：委員、●：事務局）

○委員長 それでは、始めさせていただきます。

事務局から配付資料の確認をお願いいたします。

● 本日の議事次第に基づきまして、お手元の配付資料の確認をお願いいたします。

資料1が前回の本委員会の議事録（案）、資料2-1が「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について（案）」、資料2-2が「『データ分析集』において取りまとめられるデータ・指標（案）」、資料2-3が「中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について（案）」、資料2-4が「積み上げ方式の計算方法について（案）」、資料2-5が「ヒアリング等の手続きについて（案）」、資料2-6が「評価実施体制について（案）」、資料3-1が「評価作業マニュアル（案）」、資料3-2が「評価作業マニュアルの改定について（案）」、資料3-3が「評価実施要項（改訂案）」、資料3-4が「実績報告書作成要領（改訂案）」、資料3-5が「評価実施要項及び実績報告書作成要領の改定等について（案）」、資料4が「今後のスケジュール（案）」です。

この他、机上資料として、本委員会の基礎資料ファイル、第1期中期目標期間における「評価実施要項」等、を御用意しています。以上です。

○委員長 資料２－１「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について（案）」に関しては、評価の方向性等についてワーキンググループにおいて御検討いただいております。ワーキンググループ主査より御報告をお願いいたします。

○ 御報告を申し上げます。評価作業マニュアルの改定について、既に決定しております「評価実施要項」と「実績報告書作成要領」等に基づいて、諸課題を11の論点に整理して検討しています。なお、資料２－１「評価作業マニュアルの改定に当たり検討すべき事項について（案）」の11の改定のための諸課題のうち、「1. 特定の取組・計画等の評価方法について」から、「7. 質の向上度の評価方法について」までの評価の方向性等については、既に本委員会にて了承されています。

そこで、ワーキンググループでは引き続き、「8. 中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について」、「9. 積み上げ方式の計算方法について」、「10. ヒアリング等の手続きについて」、「11. 評価実施体制について」の評価の方向性等について議論を進めてまいりました。詳細については、事務局から御報告をお願いいたします。

● ワーキンググループでの検討結果の御報告の前に、別途御報告がございます。資料２－１「評価作業マニュアル改定に当たり検討すべき事項について（案）」において、これまで本委員会において御了承いただきました「1. 特定の取組・計画等の評価方法について」から、「7. 質の向上度の評価方法について」までの評価の方向性等について、国立大学協会の大学評価委員会にて御説明いたしました。大学評価委員会委員からは、評価の方向性等について特段の御意見はございませんでしたので、その旨を御報告いたします。

また、資料２－２「『データ分析集』において取りまとめられるデータ・指標（案）」についても、併せて御説明いたしましたが、特段の御意見はなかったことを御報告いたします。

それでは、ワーキンググループでの審議結果を御報告いたします。

資料２－３「中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について（案）」を御覧ください。1ページは、これまでの決定事項です。1つ目の丸を御覧ください。中期計画の段階判定区分の判定基準については、「特定の取組・計画等の評価方法について」の論点を御審議いただいた際に、既に御了承いただいております。詳細につきましては、6ページの参考1を御確認ください。上段が第2期における段階判定の考え方、下段の枠囲い（参考）が第1期の段階判定の考え方となっております。上段の表のとおり、第2期においては、中期目標期間の中期計画に係る段階判定について、第1期の3段階から4段階に変更を行い、「非常に優れている」という判定を新設しております。「非常に優れている」と判断するための基準は、計画が実施された上で、得られた成果が特筆すべきものであった場合とし、その「特筆すべき成果」とは、①教育研究の大きな質の向上、②国際的な視点から判断して極めて高い教育研究水準の実現、③個性の伸長への大きな寄与、のいずれかまたは複数に該当するものとしております。この考え方の主旨としては、第2期では、第1期と比較して中期計画数が減少しているため、各中期目標に対して個々の中期

計画の重要性が増していることから、中期計画についてきめ細やかな判定が行えるように、段階判定の区分を増やしたということです。

次に、1ページの2つ目の丸を御覧ください。特記事項の抽出についてですが、評価実施要項の23ページに、点線囲いのおり記載されています。具体的には「優れた点」は、優れた成果を出した取組と判断されるものや、教育研究の質の向上が第1期から比べて目覚ましい状況にあると判断をされるもの等を抽出します。「改善を要する点」は、工夫や努力等により改善が図られると判断できる場合等に抽出します。「特色ある点」は、個性を踏まえたユニークな取組であると判断されるものや、先進的な取組、戦略性が高い目標・計画に係る取組であると判断されるものについて抽出します。

点線囲いの1つ目の※印では、現況分析において特に質の向上が見られると判断される場合にも、特記事項として抽出することとしておりますが、これについては、1ページの3つ目の丸に記載されているとおり、現況分析において「注目すべき質の向上」として記載された事項は、関連する中項目の特記事項として抽出し、その外にも現況分析結果に特筆すべき事項があった場合には、関連する中項目の特記事項として抽出するという評価の方向性が、本委員会にて了承されています。当該の委員会資料につきましては、7ページの参考2を御覧ください。

また、点線囲いの2つ目の※印では、東日本大震災からの復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組が見られると判断される場合において、特記することとしております。これについては、1ページの4つ目の丸に記載されているとおり、「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」に係る抽出基準については、別途作成するという評価の方向性が、本委員会にて了承されています。

なお、8ページの参考3に記載されているとおり、「東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組等」は、顕著な取組がみられると判断される場合に特記事項として抽出するのみとし、取組について評価はしないこととしています。

以上を踏まえ、ワーキンググループで御検討いただいた結果が2ページです。検討結果を《評価の方向性》としてまとめています。まずは、《評価の方向性》の1つ目の丸を御覧ください。中期計画の段階判定区分の判定基準については、6ページの「第2期中期目標期間の中期計画に係る段階判定の考え方」のとおりとします。

次に、2つ目の丸を御覧ください。特記事項の抽出については、第1期を踏襲して、評価者が達成状況報告書の中項目ごとに記載されている「優れた点及び改善を要する点等」を分析し、「優れた点」、「改善を要する点」あるいは「特色ある点」として記述します。評価者が特記事項を記述する際には、関連する中期計画ごとの実施状況の分析を踏まえることとし、関連する中期計画番号を記述することとします。

次に、3つ目の丸を御覧ください。現況分析結果からの特記事項の抽出については、質の向上度の評価において「注目すべき質の向上」として抽出された事項を、関連する中項目の「優れた点」とします。また、現況分析結果で「水準を大きく上回る」と判定された

分析項目のうち、中期計画と関連づけられているものについては、関連する中項目の「優れた点」とします。更に、これら以外にも、評価者の判断によって現況分析結果から「優れた点」、「改善を要する点」、「特色ある点」を抽出することができることとします。

最後に、4つ目の丸を御覧ください。「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」については、これまでの決定事項とは異なる方向性としています。「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」については、国立大学法人等の社会への貢献をアピールするために実績報告書に記載してもらおうという意味合いが強く、法人の取組を評価するものではありません。しかし、法人が記載してきた取組のうちいずれかを、評価者が「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」として抽出した場合、当機構が何らかの基準で取組を評価をしていると、法人から誤認されるおそれがあります。したがって、「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」については、抽出基準を設けることはせず、法人が「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に最初に記載してきた取組を、機械的に転載することとします。

具体的には、3ページ以降の別紙1を御覧ください。例えば、法人が作成する実績報告書において、3ページ下段の青囲いのおり「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」について記載したとします。その場合、機構が作成する評価報告書において、4ページ下段の青囲いのおり、「法人の特徴」欄に、法人の記載を転載します。更に、5ページ下段の青囲いのおり、「評価結果《概要》」欄に、法人が記載した取組のうち、最初に記載した取組を「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」の例示として転載します。

なお、実績報告書作成要領等には記載していませんが、機構では「教育研究にかかわる取組」且つ「大学組織レベルの取組」であり且つ成果や効果が現れている取組を、「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」として想定しています。このような取組を「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」として記載いただきたいということを、法人に対しての説明会等を通じて説明したいと考えています。

以上が、資料2-3「中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準について（案）」の検討状況です。

続きまして、資料2-4「積み上げ方式の計算方法について（案）」を御覧ください。まず、1ページの枠囲いの中、これまでの決定事項等について御説明します。1つ目の丸を御覧ください。中期目標の達成状況評価について、各法人等の定める第2期の中期計画数は第1期に比べて6割以上減少しており、各中期目標に対して個々の中期計画の重要性が増しています。

また、2つ目の丸を御覧ください。第2期は中期計画段階からよりきめ細やかな判定が行えるよう、中期計画の判定区分を3段階から4段階に変更することとしています。

一方、3つ目の丸を御覧ください。第1期の評価に対する評価者の意見として、判定結果が積み上げ方式により機械的に計算されることによって、評価者が全体的に感じる印象

と判定結果との乖離が生じた、という指摘をいただいています。

更に4つ目の丸を御覧ください。現況分析については、法人の意見として、分析項目の判定を2つの観点のうちで低い判定結果を合わせる第1期の方式は「減点主義」である、との指摘をいただいています。

ワーキンググループでは、これらを踏まえて検討し、《評価の方向性》として1ページ下段に示しています。1つ目の丸を御覧ください。中期目標の達成状況評価について、積み上げによる段階判定の基準は、中期計画の判定区分の新設や中期目標計画数の減少等を踏まえ、判断の基準に適切な変更を行うこととします。

具体的には2ページの別紙1を御覧ください。段階判定の判断基準については、第2期からの変更点や、第1期における判定結果の分布状況などを勘案し、小項目の段階判定を行う際の判断基準において、判定の平均値を修正します。

なお、中項目、大項目の段階判定を行う際の判断基準については、第1期と同様とします。

また、2つ目の丸を御覧ください。中期目標の達成状況評価において、積み上げ方式により機械的に計算された判定を補正することができるよう、評価者は中期計画の平均値を参考に、中期目標（小項目）の趣旨を踏まえて達成状況を判定することとします。

具体的には、5ページの「書面調査シート」における「小項目」判定の例示を御覧ください。1つの小項目に対して関連する中期計画が4つあり、計画の1-2は「戦略性が高く意欲的な目標・計画」、計画の1-3は「個性の伸長に向けた取組」としている例です。この例示では、「非常に優れている」と判定されている中期計画が多く、重要性が高いと思われる「戦略性が高く意欲的な目標・計画」、「個性の伸長に向けた取組」に該当する中期計画の判定も「良好」、「非常に優れている」、となっておりますが、積み上げ方式により機械的に計算すると、小項目の判定は「良好」となります。このような場合等において、積み上げ方式により機械的に計算した判定と、評価者が全体的に感じる印象とが乖離することが想定されます。その場合、小項目の判定において、関連する中期計画の平均値を参考にしつつ当該中期目標の趣旨を踏まえ、積み上げ方式により機械的に算出した平均値による判定とは異なる判定が妥当である、と評価者が判断する場合は、平均値に捉われず判定をしていただくということです。

なお、評価者が平均値による判定と異なる判定をする場合は、4ページの下段の2)「判断理由」欄の赤字記載のとおり、変更理由を具体的に評価者に記述していただきます。

最後に3つ目の丸を御覧ください。学部・研究科等の現況分析において、法人の優れた取組を分析項目の判定により強く反映させるため、判断基準の変更を行うこととしています。

具体的には、3ページ下段の「分析項目の段階判定」の表における赤字の記載を御覧ください。分析項目の段階判定においては、次のとおり変更いたします。「期待される水準を上回る」の「判断の基準」について、第1期では全ての観点が「水準を上回る」である

場合としていましたが、第2期ではいずれかの観点が「水準を上回る」であり、且つ観点到「水準を下回る」がない場合に変更します。また、「期待される水準にある」の「判断の基準」について、第1期では全ての観点が「水準にある」、または観点到「水準を上回る」と「水準にある」がある場合、としていましたが、第2期では全ての観点到「水準にある」の場合に変更します。この変更により、法人の優れた取組を積極的に評価していきたくて考えています。

なお、「期待される水準を大きく上回る」については、「評価作業マニュアル」の記載イメージを記載しています。3ページの1)のとおり、「期待される水準を上回る」と表示された分析項目のうち、特筆すべき状況にあると判断できる場合に判定することが、より明確になるよう「判断の基準」を改めています。

以上が、資料2-4「積み上げ方式の計算方法について(案)」の検討状況です。

続きまして、資料2-5「ヒアリング等の手続きについて(案)」を御覧ください。1ページは、これまでの決定事項を示しています。1つ目の丸を御覧ください。ヒアリングの目的としては、書面調査で確認できなかった事項等について国立大学法人等関係者と意見交換を行い、十分に調査・把握することとしており、評価実施要項の24ページにその旨を記載しています。

次に、2つ目の丸を御覧ください。ヒアリングは、機構が準備する開催場所において、国立大学法人等関係者と評価者が面談を行うこととしています。なお、①教育研究施設・設備等の確認が必要な場合、②災害等による避難状況等の確認が必要な場合、③その他評価委員会が必要と認める場合、に該当する場合に限り、訪問し、ヒアリングを含めた調査を実施することとしており、評価実施要項の24ページにその旨を記載しています。

次に、3つ目の丸を御覧ください。書面調査の過程において不明な点が生じた場合は、達成状況判定会議を構成する各グループ内で意見調整をした上で、対象の国立大学法人等に資料の提出を依頼することとしており、評価実施要項の20ページにその旨を記載しています。なお、第1期においては、達成状況判定会議に8つのグループを設けていました。

なお、「不明な点が生じた場合」とは、「評価者が段階判定の判断に影響があると判断した場合」のみであるということ、本委員会において御了承いただいています。当該の委員会資料については、4ページの参考1を御覧ください。

次に、4つ目の丸を御覧ください。達成状況評価において、現況分析結果等の記述内容のみでは法人全体の成果が明らかでなく、中期計画の段階判定の判断が不可能である、と評価者が判断する場合は、追加資料の提出を求めることができる、という評価の方向性が本委員会にて了承されています。

具体的には、5ページの参考2を御覧ください。こちらは、5学部を有する大学の達成状況報告書に、現況調査表に関連する記載のある箇所として黄色の網掛けの2学部が記載されている例です。中期計画の判定が、達成状況報告書の記述と、2学部の現況分析結果で十分判断できる場合はよいのですが、下段の黄色の網掛けのとおり、他の学部の状況も

確認しないと法人全体としての成果が判断できない、と評価者が判断する場合には、追加資料の提出を求めることができることとしています。

次に、1ページの5つ目の丸を御覧ください。機関別認証評価の評価結果で指摘事項がある場合、その対応状況等について資料の提出を求めることができるという評価の方向性が、本委員会において了承されています。

最後に、6つ目の丸を御覧ください。現況分析において不明な点が生じた場合には、必要に応じて法人に問い合わせることができるとしており、評価実施要項の11ページ、14ページにその旨を記載しています。

以上が、これまでの決定事項です。これらを踏まえ、《評価の方向性》を2ページに示しています。また、ヒアリング等の手続きについて図式化したのが3ページです。

3ページの表は、左半分が現況分析の流れ、右半分が達成状況評価の流れを示しています。まず、左側の現況分析の流れから御説明します。第1回目の現況分析部会において、評価者は「分析に当たっての確認事項」と「資料提出の依頼」を取りまとめます。その際、法人へ照会できる事項は、現況分析部会が書面調査を踏まえ、現況調査表の内容に関連する事項について、段階判定をする上で確認が必要である、と判断した場合のみとしています。

なお、現況分析部会から達成状況判定会議への矢印は、達成状況判定会議において「ヒアリングに向けての確認事項」を取りまとめる際の参考とするために、達成状況判定会議にも「分析に当たっての確認事項」等を提供することを示しています。また、現況分析の書面調査において法人に照会するのは、評価の公平性に配慮し、原則この機会のみとしています。現況分析部会の評価者は、法人からの回答も踏まえて、第2回目の現況分析部会において学部・研究科等の現況分析結果（原案）を作成します。また、法人からの回答と、現況分析結果（原案）は、ヒアリング前に達成状況判定会議に提供することとします。

次に、右側の達成状況評価の流れを御説明します。第1回の達成状況判定会議において、評価者は、訪問調査の必要の有無を確認し、「ヒアリングに向けての確認事項」、「資料提出の依頼」を取りまとめます。その際、法人へ照会できる事項は、現況分析部会と同様に、達成状況判定会議が書面調査を踏まえ、中期目標の達成状況報告書の内容に関連する事項について、段階判定する上で確認が必要である、と判断した場合としています。また、表の枠外の赤字※印にありますとおり、当該法人の機関別認証評価結果の概要に指摘事項があり、その対応状況を確認する必要があると判断した場合も法人に照会することができるとしています。また、達成状況評価において法人に照会することができるのは、評価の公平性に配慮し、原則この機会のみとしています。

更に、達成状況判定会議の評価者は、法人からの回答、現況分析部会から提供された資料等を踏まえ、ヒアリングを実施します。その後、ヒアリングの結果も踏まえて、第2回の達成状況判定会議において中期目標の達成状況に関する評価結果（原案）を確定し、現況分析結果（原案）と合わせて評価報告書（原案）を作成します。

なお、ヒアリングの実施方法、体制等の詳細については、今後も引き続き検討を進めていく予定となっております。

以上が、資料2-5「ヒアリング等の手続きについて（案）」の検討状況です。

続きまして、資料2-6「評価実施体制について（案）」を御覧ください。1ページに、これまでの決定事項と《評価の方向性》を示しています。これまでの決定事項については、枠内の図のとおり、評価実施要項には第1期を踏襲した実施体制が図示されております。これまでの決定事項を踏まえ、《評価の方向性》としては、評価実施体制については第1期の体制を踏襲することとしています。

2ページ以降の参考は、第1期の評価作業マニュアルの抜粋です。第1期の評価作業の体制としては、それぞれ次のような記載となっております。

まず、達成状況判定会議は8つのグループが編成され、1つのグループは複数のチームで構成されておりました。グループは、グループリーダー、サブリーダー、チーム主査、主担当、副担当、有識者から構成され、主な役割は2ページ下段の表のとおりです。

現況分析部会は分野別の10の学系部会が編成され、各学系部会は部会長、副部会長、主担当、副担当で構成されておりました。それぞれの主な役割は、3ページ中段の表のとおりです。

研究業績水準判定組織は分野別に66の専門部会を編成し、研究分野の分類は科学研究費補助金の分類を用いておりました。また、具体の作業は、研究業績説明書ごとに分科名に基づく専門部会の評価者のうち、2名がそれぞれ行うこととしておりました。なお、研究分野の分類について、第2期は平成27年度の科学研究費助成事業の分類を用いる予定です。

このような、第1期の体制を第2期においても踏襲することとしています。

なお、専門委員の委嘱を含めた評価実施体制の更に詳細な検討については、ワーキンググループや本委員会で引き続き御審議いただきたいと考えています。

以上の4つがワーキンググループで御検討いただいた内容です。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長 本日、御検討いただくのは、資料2-1の9ページ以降の、「8. 中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準」、「9. 積み上げ方式の計算方法について」、「10. ヒアリング等の手続きについて」、「11. 評価実施体制について」です。何か御意見がありましたら、よろしくお願いたします。

まず、私から、よろしいですか。各法人が記載した「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」については、法人が最初に記載した取組を「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」欄に記載するのみで、評価者は評価しないこととなっております。評価者が評価しないのであれば、法人が実績報告書に「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」を記載する必要はあるのでしょうか。東日本大震災に対する対応について、法人が行っている取組等を社会に対してアピールするためであれば、別の適切な方法があるのではないのでしょうか。



● 当機構としては、東日本大震災以降の各法人の様々な取組について、教育研究評価の中で取り上げることに意味があるのではないかと考えております。

○ 大学の使命は教育と研究であると思います。しかし、国立、公立、私立にかかわらず、大学の役割は教育と研究だけでなく、社会貢献等も、重要な使命ではないでしょうか。大学が教育や研究の成果に基づいて、そこで得た知見をいかに社会に還元するかといった観点についても、評価する機会があればよいのではないのでしょうか。

○ 私も、大学は社会や地域とのつながりを強化する必要があると考えています。また、社会や地域は教育の場として機能することもあるでしょう。そういった意味で、特に研究では目立つような成果が無くとも、教育活動において成果を上げている者について、社会の中でより適切に評価していく仕組みが必要なのではないのでしょうか。

○ 資料2-3「中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準」について、「優れた点」と「特色ある点」の両方に同じ取組等を記載してもよいのでしょうか。つまり、法人の多様な役割に配慮し、個性を踏まえたユニークな取組の成果が優れていた場合、どのように記載するのでしょうか。「特色ある点」というのは、成果は優れていないが取組自体に特色がある、ということなのではないのでしょうか。

● 非常に特色が強い取組の成果が優れていた場合、特色性を含めて「優れた点」に記載する等、様々な対応が考えられるのではないのでしょうか。「優れた点」に抽出される取組等は、高い判定の判断理由となるため、「特色ある点」と区別しています。具体的な対応については、今後議論していく必要があるでしょう。

○ 各法人における第2期中期計画数が、第1期と比べて減少していることに伴って、個々の中期計画の重要性が増していることから、中期計画を評価者が判定する際の判定区分が、3段階から4段階に増加する等、第2期においては、よりきめ細やかな判定が行えるようになるなど精緻化が図られていると思います。その一方、各々の中期計画自体について、6年間の中期目標期間中に、様々な外的状況の変化によって、策定当初の法人の想定よりも達成が困難になったり、易しくなったりすることがあるのではないのでしょうか。様々な状況の変化に伴い、中期計画自体について、法人が見直す機会はあるのでしょうか。

● おっしゃるとおり、各々の中期計画の意味について、6年間の中期目標期間の中で変化していくこともあり得ると考えています。現時点においても、ミッションの再定義等により、既に中期目標・中期計画を変更している法人もあります。評価に当たっては、例えば法人が、意欲をもって中期計画をより達成が困難な計画に変更してきた場合、どのような視点を持って評価者が評価するか、というところにかかってくるのではないのでしょうか。

○ 評価者は、個々の中期計画の達成度に係る困難度を加味した上で評価することになるのでしょうか。

● ピア・レビューワ一人一人にそれを要求するのは、難しいのではないのでしょうか。ただし、達成状況判定会議や本委員会で、各法人の状況をグループ内、グループ間で見て

バランスをとることは必要である、と考えています。どのようにバランスをとるかについては、今後、評価者の研修について御議論いただく際に、合わせて考えなければならない課題だと思っています。

○委員長　例えば、大規模な法人は、小規模な法人が努力して達成していかなければならない事項について、当初から既に達成した状況になっているということもあると思います。このような点を踏まえた上で、判定等の調整をすることも評価者の役目の一つではないでしょうか。

●　資料2-4「積み上げ方式の計算方法について（案）」について、確認したいことがあります。第1期において、判定結果が機械的に計算されることにより、評価者が全体的に感じる印象との乖離が生じたということに対応して、4、5ページに、評価者は小項目に関連する中期計画の平均値を参考に、「中期目標の達成状況報告書」の小項目の分析に基づいて判定するということが記載されています。5ページの例では、小項目に関する中期計画の平均値は3.25なので「良好」と判定されるところを、評価者の判断で3.3以上の場合の「非常に優れている」と判定しています。しかし、例えば平均値が3.1だった場合はどう考えるのでしょうか。つまり、ある平均値以上であれば判定を上げることができる、といった数値の制限を設ける必要があるのでしょうか。もしくは、達成状況判定会議等で状況に応じて判断したほうがいいのでしょうか。

●　実際には非常に様々な場合が考えられ得るため、特定の数値で制限することは難しいのではないのでしょうか。達成状況判定会議等において、法人間の判定のバランスをどのように取っていくか、という課題が残っているという認識です。

○　本委員会でも、教育研究の状況についての評価について様々な議論を行っていますが、評価者のみでなく、実績報告書を作成する法人の評価実務担当者にも評価の考え方を理解していただくことが、適切に評価をする上で重要になるのではないのでしょうか。

○委員長　適切に評価をする上で、評価者間の情報共有や、評価者に対する研修は重要であると思います。

●　評価者全員に対して行き届いた研修を行うことは、適切な評価を行う上で、もちろん重要です。しかし、研修を徹底したとしても、評価者個人によって判断にばらつきが生じると思います。その際は、評価者個人が所属する達成状況判定会議や、必要に応じて運営小委員会、最終的には本委員会で調整できるような体制としております。

また、本委員会のもとには、達成状況判定会議だけでなく現況分析部会も入っています。必要に応じて、部会間の調整についても、本委員会で調整できるような体制としておりますので、その辺も御理解いただければと思います。

○委員長　続きまして、資料3-1「評価作業マニュアル（案）」等について、ワーキンググループにおいて御議論いただいていますので、ワーキンググループ主査より御報告をお願いいたします。

○　御報告を申し上げます。評価作業マニュアルの改定に向けて、ワーキンググループ

ではこれまで11の論点を検討してきました。検討事項については、本委員会で御議論いただき、了承が得られた事項を反映させ、ワーキンググループにおいて資料3-1「評価作業マニュアル(案)」を作成いたしました。

なお、「評価作業マニュアル(案)」における改定点について、資料3-2「評価作業マニュアルの改定について(案)」に整理しています。また、評価作業マニュアルの改定に伴って、評価実施要領、実績報告書作成要領についても改定等を行っています。関連箇所の改定等を行った案が資料3-3「評価実施要項(改訂案)」、資料3-4「実績報告書作成要領(改訂案)」であり、資料3-5「評価実施要項及び実績報告書作成要領の改定等について(案)」に改定点等をまとめています。

詳細については、事務局から御報告をお願いいたします。

● それでは、ワーキンググループでの審議結果を御報告いたします。資料3-1「評価作業マニュアル(案)」については、これまでの本委員会で御審議いただいた内容を踏まえて、作成しています。主な改定点について、資料3-2「評価作業マニュアルの改定について(案)」に基づき御説明させていただきます。

なお、資料中に括弧書きでページ数を付していますが、こちらは資料3-1「評価作業マニュアル(案)」の該当ページとなっています。

まず、「1. 特定の取組・計画等の評価方法について」に係る改定についてです。中期目標の達成状況評価に関しては、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、プロセスや内容を考慮して判定を行うということ、「国際的な視点から判断して極めて高い教育研究水準の実現」と、「個性の伸長への大きな寄与」については、中期計画の判定「非常に優れている」の条件である「特筆すべき成果」とすること、法人が、達成状況報告書の「東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等」欄に最初に記載した取組を、機構が作成する「評価結果<概要>」の「復旧・復興への貢献・支援活動等に関係した顕著な取組」欄に転載すること等を改定しています。

続きまして、「2. 学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について」に係る改定についてです。中期目標の達成状況評価において、現況調査表との関連が記載されている中期計画については、現況分析結果を参照して判定を行うこと、現況分析で「注目すべき質の向上」として記載、または「水準を大きく上回る」と判定された取組については、関連する中期目標の中項目において、「優れた点」として記述すること、また、これら以外についても、評価者の判断により現況分析結果の概要から特記事項として記述できること等を改定しています。

2ページの「3. 研究業績の水準判定について」に係る改定についてです。中期目標の達成状況評価において、研究業績との関連が記載されている中期計画については、関連する研究業績水準判定結果を参照して判定を行うこと等を改定しています。

「4. 評価結果と公表・通知事項について」に係る改定についてです。中期目標の達成状況評価の結果については、「評価結果」に「評価結果<概要>」と「法人の特徴」欄を

設け、中期目標の3階層（「小項目」「中項目」「大項目」）を明記し、「判定結果一覧表」を設けること、学部・研究科等の現況分析結果については、「学部・研究科等の現況分析結果（概要）」を設けること、「質の向上度」の判定において、判断理由を分析項目ごとに具体的に明記すること、「研究成果の状況」の判断理由に、研究業績水準判定結果の概要を記載すること等を改定しています。

「5. 大学ポートレート（仮称）の活用方法について」に係る改定についてです。中期目標の達成状況評価、学部・研究科等の現況分析ともに、評価を行う際に「データ分析集」「入力データ集」を活用すること等を改定しています。

「6. 認証評価結果の活用方法について」に係る改定についてです。中期目標の達成状況評価において、評価者に機関別認証評価結果の概要を提供すること、法人が認証評価結果を根拠として用いている場合には、評価者に該当箇所を提供するということ、機関別認証評価の評価結果の概要に指摘事項があり、その対応状況について評価者が確認する必要があると判断した場合には、法人に追加資料の提出を求めることができること、学部・研究科等の現況分析において、法人が認証評価結果を根拠として用いている場合には、評価者に該当箇所を提供すること等を改定しています。

3ページの「7. 質の向上度の評価方法について」に係る改定についてです。学部・研究科等の現況分析における「質の向上度」の判定の手順について、①、②、③の3段階の手順を踏むこと。すなわち、①の手順として「学部・研究科等の現況調査表」の「『質の向上度』の分析」の記載、水準判定についての記載、「データ分析集」、「入力データ集」等に基づいて、評価者が判断します。そして②の手順として、参考として、第1期中期目標期間の現況分析の水準判定結果と、第2期中期目標期間の現況分析の水準判定結果を比較します。その上で③の手順として、①、②を踏まえ総合的に「質の向上度」について判定をするということです。

また、「質の向上度」について、「大きく改善、向上している」又は「高い質を維持している」と判定とした場合には注目すべき質の向上の指摘を行うこと、ただし、評価者の判断によって「大きく改善、向上している」又は「高い質を維持している」と判定した場合以外でも注目すべき質の向上について指摘できること、等を改定しています。

「8. 中期計画の段階判定区分の判定基準、特記事項の抽出基準」以降については、本日御審議いただいた内容に関する改定、あるいは形式的な改定のため、説明は省略します。

なお、最後に別紙として添付している資料は、ただいま御説明した改定内容について、資料3-1「評価作業マニュアル（案）」のページ順に再整理したものですので、適宜御参照ください。

引き続き、資料3-3「評価実施要項（改訂案）」、資料3-4「実績報告書作成要領（改訂案）」、資料3-5「評価実施要項及び実績報告書作成要領の改定等について（案）」を御覧ください。これまで評価作業マニュアルの改定に関して御審議いただいた点について、「評価実施要項」と「実績報告書作成要領」にも反映が必要である箇所を改定し、改

訂案として示しています。それでは、資料3-5「評価実施要項及び実績報告書作成要領の改定等について（案）」に基づいて、主な改定内容等を御説明します。

資料3-5「評価実施要項及び実績報告書作成要領の改定等について（案）」を御覧ください。こちらの資料は、白丸で評価実施要項、実績報告書作成要領の改定箇所、黒点で改定の理由、そして枠囲いの赤字にて改定案を示しています。まず、「①評価作業マニュアルの改定に伴う改定について」です。「特定の取組・計画等の評価方法について」に係る改定として、1ページの「1. 東日本大震災からの復旧・復興へ向けた取組等について」は、法人が実績報告書で最初に記載した取組を評価結果に転載することとし、また、中期計画と関連付けしないこととしておりますので、関連箇所についても改定しています。

2ページの「2. 個性の伸長に向けた取組について」は、関連する中期計画番号を明記することによる改定です。また、「個性の伸長に向けた取組」欄に記載した中期計画については、実施状況の記述に黒星印を付すことにより、関連を明確に示すことについても改定しています。

「3. 戦略性が高く意欲的な目標・計画について」は、「戦略性が高く意欲的な目標・計画」について、プロセスや内容を考慮して評価を行うことについての改定です。また、3ページは、「戦略性が高く意欲的な目標・計画について」の取組状況について、評価者が明確に理解できるように実績報告書に記述するよう、「留意事項」を改定したことについてです。

続いて、「学部・研究科等の現況分析結果の活用方法について」、「研究業績の水準判定について」は、法人が中期計画の分析状況の記述に、中期計画と関連がある現況調査表の該当箇所、研究業績番号等を記載することに係る改定です。具体的には14ページの③、15ページの④のイメージ図を御確認ください。

次に、「評価結果と公表・通知事項について」は、評価結果に大学（又は研究機構）の基本的な目標を転載することに伴い、法人は実績報告書の「法人の特徴」欄に中期目標の前文を記載することに係る改定です。

4ページの3つの丸については、機構が作成する評価報告書のイメージの改定が続きますので、該当ページで御説明いたします。まず、16ページを御覧ください。16ページの⑥は「法人の特徴」欄の追加、⑦は「評価結果<<概要>>」欄の追加です。「評価結果<<概要>>」欄には、評価結果の一覧や、主な特記すべき点を記載いたします。

17ページの⑧は、<<判定結果一覧表>>の追加です。<<判定結果一覧表>>には、中期計画ごとの判定結果を一覧表にして記載いたします。

18ページの⑨は、学部・研究科等の現況分析結果においても、「概要」を追加することです。19ページの⑩は、「質の向上度」について判定理由を分析項目ごとに記載することによる改定です。

4ページにお戻りください。「ヒアリング等の手続きについて」に係る改定です。「ヒアリング時の確認事項」という文言を、「ヒアリングに向けての確認事項」と修正してい

ます。法人への確認事項については、ヒアリング前に資料等を提出いただくこととしており、評価者が事前に提出いただいた資料のみで十分な確認ができたと判断した場合は、当該事項について必ずしもヒアリングで確認する必要はありません。したがって、ヒアリング時に確認しないことも想定されますので、そのことに対応した文言の修正です。

5 ページ以降は、「②その他の文言の改定について」です。

まず、「作業内容の明示のための改定」として、現況分析部会や達成状況判定会議において素案を作成する、という評価結果等作成のプロセス等を追記しています。

6 ページから 9 ページ冒頭までは、「誤謬等の修正」です。

まず、6 ページから 7 ページは、会議名の修正、重複表記による削除、文部科学省の国立大学法人評価委員会にて決定している「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の第 2 期中期目標期間の業務実績評価に係る実施要項」に合わせた修正等です。

8 ページは、制度改正に伴う科学研究費助成事業への修正、表記の統一による修正、締め切り期日の明記等に係る修正等です。

9 ページ以降は、文意を明確にするための改定等です。

「評価作業マニュアル」等の改定等についての報告は以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長 「評価作業マニュアル」の改定に伴い、「評価実施要項」と「実績報告書作成要領」も改定をしています。資料が膨大ですが、御議論いただければと思います。

特に御意見がないようですが、何かございましたら事務局に御連絡ください。修正等がございましたら、私に御一任いただければと思います。

「評価作業マニュアル（案）」等については、3月下旬から4月下旬を目途に、法人及び社会へ広く意見を求めるため、パブリック・コメントを募集する予定です。パブリック・コメントでの意見を踏まえ、「評価作業マニュアル（案）」等に改めて改定等が必要な場合には、次回の本委員会で再度御議論、御審議いただきたいと思っております。

また、パブリック・コメントへの対応については、ワーキンググループで検討いただきたいと思います。ワーキンググループ委員の方々には、よろしくお願いいたします。

それでは、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

● 資料4「今後のスケジュール（案）」を御覧ください。委員長から御説明がありましたとおり、この後、3月下旬から4月下旬まで「評価作業マニュアル（案）」等に係るパブリック・コメントを募集する予定としております。その結果を整理した上で、5月～6月頃にワーキンググループを開催し、「評価作業マニュアル（案）」等に係るパブリック・コメントの対応の御審議をいただきたいと考えています。

また、ワーキンググループでの審議を踏まえ、6月～7月頃に本委員会を開催し、「評価作業マニュアル」等を確定したいと考えています。

なお、参考として、来年度に本委員会等で御審議いただきたい事項等を整理しております。《検討事項例》として、枠囲いにありますとおり、「評価実施組織及び運用について」、

「評価作業の詳細について」、「評価実施スケジュール等の詳細について」、「専門委員の委嘱に係る検討事項について」、等の事項に関して、必要に応じて考え方等の御審議をいただくことを考えております。

来年度以降におきましても、引き続き評価実施に向け御審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

○委員長　　どうもありがとうございました。